

中日本高速道路株式会社

第 1 回定時株主総会参考書類

（報告事項）

第 1 期（2005 年 10 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件 P 1 ~ P 2 0

利益処分案 P 2 1

会計監査人の監査報告書謄本 P 2 2

監査役会の監査報告書謄本 P 2 3

（決議事項）

第 1 号議案 第 1 期（2005 年 10 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日まで）利益処分案承認の件 P 2 4

第 2 号議案 定款一部変更の件 P 2 5 ~ P 3 3

第 3 号議案 取締役 5 名選任の件 P 3 4 ~ P 3 5

第 4 号議案 監査役 4 名選任の件 P 3 6 ~ P 3 7

第 5 号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件 P 3 8

営業報告書

(2005年10月1日から2006年3月31日まで)

1. 営業の概況

1-1 営業の経過及び成果

日本経済は、景気回復の足かせであった設備、雇用、債務の3つの過剰が解消され、GDP(国内総生産)が4四半期連続でプラス成長となるなど、全国的に景気は回復基調に入りました。特に当社のエリアにある東海地区は、自動車産業などの好調を背景に、力強い回復を示しました。

国内輸送状況におきましても、これら景気回復を背景に堅調に推移しました。

このような経済情勢のもと、「確実な債務返済」「効率的な道路建設」「お客様サービスの向上」という道路関係四公団民営化の目的を達成すべく、当社は2005年10月1日に新たに民間会社としてスタートを切りました。

その後、今後45年間の会社の高速道路事業の計画となる「協定」の締結に向け、全社を挙げて取り組みました。協定は、当社と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)が締結するもので、当社が管理を行う高速道路名、新設・改築工事の内容、機構が引き受ける債務の限度額、道路資産賃借料の額及びその期間などを定めるものとなっています。

協定中の建設対象区間については、コスト削減を図りつつ、ネットワークの連続性、費用対効果、現地の進捗状況、償還の確実性など総合的に判断のうえ決定し、計画的かつ効率的にネットワークの形成を早期に実現することとしています。

保全・サービス事業については、安全性・信頼性・快適性の向上を追及し更なるサービスの向上に向けて取り組むとともに、料金制度についても、高速道路料金の1割引下げに向けて導入したETCを活用した割引制度を継続して実施し、お客様からご意見・ご要望の多かった割引サービスの充実及び見直しに向け検討と準備を進めて参りました。また、管理費用に関して、2005年度までに実施した2002年度比3割コスト削減水準を維持しつつ、さらなる削減を目指すこととしています。これらの内容を踏まえて、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」外4協定を2006年3月31日に機構と締結するとともに、協定に基づき、事業変更許可を申請し、同日付けで国土交通大臣より許可を受けています。

2005年度の事業については、2005年11月1日に国土交通大臣の認可を受けた平成17年度事業計画に基づき実施して参りました。このうち高速道路事業については、2005年9月30日に国土交通大臣より策定された「暫定協定」の内容に従っています。

事業別の状況については、以下のとおりとなっています。

【高速道路事業】

高速道路事業については、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と、良好な管理により安全で安心できる高速道路の提供に努めて参りました。

建設事業については、首都・中部・近畿の大都市圏間の経済・文化の交流を活性化させ、同時に沿線地域の生活を支えることを目的として、高速道路ネットワークの整備を図って参りました。

2005年度においては、2006年3月11日に、紀勢自動車道勢和多気ジャンクション～大宮大台インターチェンジ間13.4kmを開通させました。

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神高速道路をはじめ、沿線地域のみなさまの生活を支える高速道路を管理・運営し、お客様に満足していただけるサービスを24時間365日提供することにより、安全で利用しやすい高速道路の実現に向けた取り組みを続けて参りました。

具体的には、安全・快適な走行環境の確保のために、水はねの少ない高機能舗装区間を拡大するとともに、工事規制の削減を目指し工事の集約化を図って参りました。また、災害に強い道路づくりとして耐震補強の更なる推進を図るとともに、昨年12月の観測史上最高となる豪雪に際し、「2005年度雪氷対策強化本部」を設置して、お客様への情報提供を図るとともに1日も早く交通を再開するために、除雪体制の強化に努めました。

さらに、高速道路をご利用されるお客様の利便性を向上するために、料金所渋滞の緩和、料金所周辺的环境改善及びキャッシュレス化によるお客様の利便性向上などを目的として、2001年度より全国でサービスが開始されたETCについては、更なる普及促進を図りました。ETCのマイレージ割引制度を活用して、2005年度当初から開始したポイント2倍キャンペーンを民営化後も継続したほか、土・日祝日のポイント3倍キャンペーンや、車載器新規購入に対する600ポイントプレゼントキャンペーンを新たに実施するなど、様々なキャンペーンやPRにより、一人でも多くのお客様にETCをご利用いただけるよう取り組んで参りました。以上の取り組みの結果、ETC利用率については2006年3月時点で59.3%（2006年3月における日平均利用率）となりました。また、ETC設備の増設などを実施しました。

地域別の概要については、以下のとおりとなっています。

中部地区においては、第二東名の愛知県内区間や近畿自動車道敦賀線において用地取得を推進するとともに、第二名神、東海北陸自動車道において工事を全面的に展開しました。また、東名高速道路豊川インターチェンジや東名阪自動車道亀山インターチェンジでETC設備増設を行うとともに、2005年11月28日から12月9日までの間に東名集中工事を実施するなど、利便性を向上するための取り組みを実施しました。

横浜支社においては、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)で用地取得を推進するとともに、第二東名の静岡県内区間や中部横断自動車道などにおいて工事を全面的に展開しました。また、東名高速道路横浜町田インターチェンジでETC設備増設を行うとともに、2005年11月28日から12月9日までの間に東名集中工事を実施するなど、利便性を向上するための取り

組みを実施しました。

八王子支社においては、中央自動車道三鷹トールバリアや調布インターチェンジでETC設備増設を行うとともに、2005年11月7日から11月18日までの間に中央自動車道集中工事（高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジ間）を実施するなど、利便性を向上するための取り組みを実施しました。

金沢支社においては、12月に例年の5倍という豪雪に見舞われる中、安全・確実・快適な交通確保のため、24時間体制による除雪作業及び凍結防止剤散布作業を実施するとともに、お客様への情報提供の充実を図るなどの取り組みを実施しました。

【関連事業】

関連事業につきましては、「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、財団法人ハイウェイ交流センター及び財団法人道路サービス機構（現財団法人高速道路交流推進財団）からサービスエリア事業をはじめとする収益事業を承継すべく、2005年12月8日に中日本エクシス株式会社を設立し、同事業の円滑な承継に向けて準備を進めて参りました。

なお、2006年4月1日に財団法人ハイウェイ交流センター及び財団法人道路サービス機構（現財団法人高速道路交流推進財団）から、当社の事業範囲におけるサービスエリア事業・高架下事業に係る建物、建物附属設備、構築物その他の資産を譲り受けました。

また、電子広告の取扱い、地域社会に貢献する新型自動販売機（災害時の商品無償提供に対応）の高速バス停への設置などの新規事業を開始したほか、ETC会員カードの発行、高架下スペースの活用、国の新直轄事業にかかる技術支援業務などの2006年度中の事業化に向けて、調査と準備を進めて参りました。

【当期の業績】

当期の業績については、営業利益は22,796百万円となりました。このうち、高速道路事業営業利益は、計画を上回る堅調な料金収入と道路管理費用の減少などがあいまって、「暫定協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後19,999百万円を計上することができました。関連事業営業利益は、休憩所等事業収入が同事業費を上回り2,796百万円となりました。

以上により、税引前当期純利益は23,702百万円、所要の法人税等を差し引いた当期純利益は11,903百万円となり、民営化に伴う税効果664百万円を調整した後の当期末処分利益は12,567百万円となりました。

1-2 対処すべき課題

当社は、2006年度から真の意味で民間会社としてスタートし、将来に向けて大きく飛躍するために、2010年度までの5年間を「経営基盤を確立する期間」と位置付けた『チャレンジV みちの明日へ（長期・中期・年度経営計画）』を策定しました。その最終年度である2010年度までに、次の3点を実現することを基本方針としています。

公正・透明で健全な経営により国民の信頼を確保し、民間会社としての経営基盤を確立する。

ネットワークの形成を積極的に推進するとともに、高速道路債務の着実な返済に向けて、堅実な事業運営を進める。

既存事業の拡大、新事業の開発を進め、業容の大幅な拡大をめざす。

また、今後5年間に実施を目指す主な施策は、以下のとおりです。

(1) 高速道路事業

2010年度までに、100kmの高速道路を新規に開通させます。

建設コスト・管理コストの削減に取り組みます。

4車線化などの車線増設を行い、ネットワーク機能の向上や安全対策、渋滞対策を推進します。

スマートインターチェンジ（サービスエリア接続型）の完成などにより、高速道路の利便性向上を図ります。

ETC利用率90%の普及対応並びにETCレーンの渋滞解消及び割引制度の確実な推進のため、必要なETCレーンを早期に整備します。

安全・快適な道路環境の確保や環境対策を実施します。

アウトカム指標を用いた事業目標を設定し、効果的・効率的な事業運営に努めます。

事業推進体制をより一層強化し、効率的な運営に取り組みます。

(2) 関連事業

商品・サービスの提供について、コンビニエンス・ストアの導入などの「標準化」や、地域の特色に応じた「個性化」を進め、より便利なサービスエリアを実現します。

「目的地となるランドマーク・サービスエリア」「インターネットでもご利用頂けるバーチャル・サービスエリア」などの多様な企画を推進します。

既存の物流拠点である金沢トラックターミナルについて、一層の利用促進を図るとともに、地方自治体や企業などとの連携を図りながら新たな物流拠点の整備を進めます。

蓄積した技術・ノウハウを活かし、新直轄区間において工事監理などのコンサルティング業務を行います。

あらゆる関連事業の可能性を追求しつつ、高速道路ネットワークを活用した新規事業の企画・開発を推進していきます。

(3) 全社共通

コーポレート・ガバナンスを強化し、徹底して公正・透明な経営を行うとともに、CSR（企業の社会的責任）を果たします。

資金の自主調達を着実に拡大させ、政府保証への依存を2010年度にはゼロにします。

CS（お客様満足度）の向上を目指し、全社的に体制を整備します。

地域社会に貢献し、地域に親しまれる企業をめざします。

環境マネジメントに取り組みます。

品質の向上とコスト削減に取り組むため、技術開発を推進します。

社員の「やりがい」向上と「チャレンジ精神」醸成を目的とする、新人事制度を導入するとともに、研修制度・体制を整備します。

当社は、全社一丸となってこれらの施策を実行することにより、国民やお客様の信頼確保に努め、民間会社としての経営基盤の確立を図ってまいり所存です。

1-3 設備投資の状況

当期における設備投資総額は 15,095 百万円となります。

当期において完成した主要な設備は以下のとおりです。

- ・ 紀勢自動車道 勢和多気ジャンクションから大宮大台インターチェンジの開通に伴う料金徴収施設の新設（大宮大台インターチェンジ外 ETC 設備 6 レーン、トールゲート新築）
- ・ 東名高速道路 豊川インターチェンジ外 ETC 設備の新設（57 レーン）
- ・ ETC カード未挿入お知らせアンテナの新設（46 箇所）

（注）高速道路事業に係る資産の帰属及び債務の引受については、日本道路公団等民営化関係法施行法第 13 条に基づき国土交通大臣が定めた「権利及び義務の承継に関する基本方針」に規定する会社が承継する資産（料金徴収施設、車両など）以外は、工事完了日の翌日をもって機構に資産が帰属し、債務については、機構が引受（重畳的債務引受）することとなっております。上記設備投資については、機構に承継される資産（仕掛道路資産）に関するものは含まれておりません。

なお、機構に承継される資産の当期における増加総額は 130,229 百万円となります。

1-4 資金調達の状況

当期の事業資金に充てるため、次のとおり政府保証債を発行するとともに、5 金融機関から借入れを行い、総額 137,000 百万円を調達しました。

詳細については以下のとおりです。

| 種 別 | 発行日 (契約締結日) | 発行額 (借入額) |
|------------------------------------|------------------|----------------|
| 第 1 回政府保証債 (10 年債) | 2005 年 11 月 25 日 | 40,000 百万円 |
| 第 2 回政府保証債 (10 年債) | 2005 年 12 月 22 日 | 30,000 百万円 |
| 第 3 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 2 月 24 日 | 20,000 百万円 |
| 第 4 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 3 月 24 日 | 10,000 百万円 |
| 政府保証債 計 | | 100,000 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2006 年 3 月 24 日 | 8,880 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 株式会社三菱東京 U F J 銀行 | 2006 年 3 月 24 日 | 7,770 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 株式会社三井住友銀行 | 2006 年 3 月 24 日 | 7,030 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 農林中央金庫 | 2006 年 3 月 24 日 | 6,660 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 信金中央金庫 | 2006 年 3 月 24 日 | 6,660 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 計 | | 37,000 百万円 |
| 合計 | | 137,000 百万円 |

なお、当社は、2006 年 5 月 10 日に、第 5 回政府保証債 (10 年債、発行額 20,000 百万円) を募集する予定としております。

1-5 営業成績及び財産の状況の推移

| 期別 区分 | 2005年度 第1期(当期) (2005年10月1日 ~2006年3月31日) |
|------------|---|
| 営業収益 | 359,611 百万円 |
| 経常利益 | 23,591 百万円 |
| 当期純利益 | 11,903 百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 91 円 57 銭 |
| 総資産 | 814,169 百万円 |

(注) 当期は設立第1期にあたるので当期のみの表示としており、前3年間の記載は省略しております。

2. 会社の概況（2006年3月31日現在）

2-1 主要な事業内容

当社は愛知県外1都10県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活向上に寄与することを目的として以下の事業を実施しています。

(1) 高速道路事業

信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するとともに、良質な保全・サービスにより安全で安心できる高速道路を提供します。

(2) 関連事業

「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアを実現するとともに、高速道路ネットワークを活用した新規事業の企画・開発を行います。

2-2 設立年月日

2005年10月1日

2-3 主要な事業所

(1) 本社（愛知県名古屋市）

(2) 支社等

中部地区支配人（愛知県名古屋市） 横浜支社（神奈川県横浜市）
八王子支社（東京都八王子市） 金沢支社（石川県金沢市）
東京事務所（東京都港区） 中央研究所（東京都町田市）

工事事務所 19 箇所、管理事務所 24 箇所、技術事務所 2 箇所、
緑化技術センター1 箇所

2-4 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 520,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株

(3) 株主数 2 名

(4) 大株主の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|--------|---------------|--------|--------------|--------|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 出資比率 |
| 国土交通大臣 | 129,940,882 株 | 99.95% | ---- 株 | ---- % |
| 財務大臣 | 59,118 株 | 0.05% | ---- 株 | ---- % |

2-5 従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|--------|--------|
| 2,341 (44) 人 | 40.3 歳 | 17.9 年 |

- (注) 1. 従業員数は、当社社員及び受入れ出向者を含んでおります。
2. 臨時従業員数は、() 内に 2005 年 10 月から 2006 年 3 月までの平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した場合の平均勤続年数を示しております。

2-6 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------|-------------|--------|-------|---------------------------------------|
| 中日本エクシス株式会社 | 愛知県 名古屋市 | 45 百万円 | 100% | 当社が管理する高速道路のサービスエリア事業における飲食・物販・不動産賃貸業 |

(2) 企業結合の経過

財団法人ハイウェイ交流センター及び財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)からサービスエリア事業をはじめとする収益事業を承継することを目的として、2005 年 12 月 8 日に当社が 100% 出資して中日本エクシス(株)を設立しました。

(3) 企業結合の成果

上記の重要な子会社の営業収益は、0 円となり、営業費用は、24 百万円となりました。

(4) その他の重要な企業結合の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------|------------|-----------|-------|--|
| 北陸高速道路ターミナル株式会社 | 石川県 金沢市 | 1,156 百万円 | 24.5% | トラックターミナル、貨物保管施設及びこれに附帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業 |

- (注) 北陸高速道路ターミナル株式会社の株式 283,000 株については、日本道路公団等民営化関係法施行法第 15 条第 1 項の規定に基づき日本道路公団より承継されました。

2-7 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 | 借入先が有する当社の株式 | |
|-----------------|-------------|--------------|-------|
| | | 持株数 | 議決権比率 |
| 財務大臣 | 213,200 百万円 | 59,118 株 | 0.05% |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 19,914 百万円 | ----株 | ----% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 17,690 百万円 | ----株 | ----% |
| 株式会社三井住友銀行 | 14,641 百万円 | ----株 | ----% |
| 農林中央金庫 | 12,792 百万円 | ----株 | ----% |
| 信金中央金庫 | 12,654 百万円 | ----株 | ----% |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2006年1月1日付けで株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行とが合併し、発足したものであります。

2-8 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 業務分担 |
|----------|--------|---|
| 代表取締役 会長 | 近藤 剛 | 会社の経営の総理 |
| 代表取締役 社長 | 高橋 文雄 | 会社の業務の統括執行、会長に事故ある場合または欠員の場合の職務代行、 (兼) 高速道路事業本部長 |
| 専務取締役 | 山本 正明 | 社長補佐、社長に事故ある場合の職務の代行、コーポレート部門(監査室、契約審査部、経営企画部、総務部、経理部、情報システム部及び人事部)担当 |
| 常務取締役 | 別府 正之助 | コーポレート部門担当役員補佐(監査室、契約審査部、経理部及び情報システム部) |
| 常務取締役 | 原田 裕 | 関連事業本部長 |
| 監査役(常勤) | 高橋 達治 | |
| 監査役(非常勤) | 川口 文夫 | |
| 監査役(非常勤) | 石塚 博司 | |

(注) 1. 川口文夫及び石塚博司は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。

2. 決算期後の業務分担の異動

2006年4月6日付けで取締役の業務分担を次のとおり変更しました。

| 会社における地位 | 氏名 | 業務分担 |
|----------|--------|---|
| 代表取締役 社長 | 高橋 文雄 | 会社の業務の統括執行、会長に事故ある場合または欠員の場合の職務代行、高速道路事業部門(建設事業本部及び保全・サービス事業本部)担当 |
| 専務取締役 | 山本 正明 | 社長補佐、社長に事故ある場合の職務の代行、コーポレート部門(監査部、経営企画部(維持管理業務の企画に関する業務を除く。))、総務部及び人事部)担当 |
| 常務取締役 | 別府 正之助 | コーポレート部門(契約審査部、経営企画部(維持管理業務の企画に関する業務に限る。))、経理部及び情報システム部)担当 |

2-9 取締役及び監査役に支払った報酬等の額（2005年10月～2006年3月）

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | |
|-----------------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|
| | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 |
| 定款または株主総会 決議に基づく報酬 | 5名 | 48,797,867円 | 3名 | 11,902,733円 | 8名 | 60,700,600円 |
| 計 | 5名 | 48,797,867円 | 3名 | 11,902,733円 | 8名 | 60,700,600円 |

（注）1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200百万円以内 （2005年9月28日創立総会決議）

監査役 年額 70百万円以内 （2005年9月28日創立総会決議）

2. 取締役及び監査役の個人別報酬額は次のとおりです。

| 会社における地位 | 氏名 | 報酬額 |
|-------------|--------|-------------|
| 代表取締役 会長 | 近藤 剛 | 11,359,151円 |
| 代表取締役 社長 | 高橋 文雄 | 11,079,712円 |
| 専務取締役 | 山本 正明 | 9,029,504円 |
| 常務取締役 | 別府 正之助 | 8,628,496円 |
| 常務取締役 | 原田 裕 | 8,701,004円 |
| 取締役 計 | | 48,797,867円 |
| 監査役（常勤） | 高橋 達治 | 8,302,733円 |
| 監査役（非常勤） | 川口 文夫 | 1,800,000円 |
| 監査役（非常勤） | 石塚 博司 | 1,800,000円 |
| 監査役 計 | | 11,902,733円 |
| 取締役及び監査役 合計 | | 60,700,600円 |

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

(注) 本営業報告書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

貸借対照表
(2006年3月31日現在)

中日本高速道路株式会社
(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|-------------------|---------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| I 流動資産 | 606,458 | I 流動負債 | 206,933 |
| 現金預金 | 134,235 | 高速道路事業営業未払金 | 105,999 |
| 高速道路事業営業未収入金 | 38,419 | 1年以内返済予定長期借入金 | 3,415 |
| 未収入金 | 22,559 | 未払金 | 17,333 |
| 短期貸付金 | 44,918 | 未払費用 | 1,328 |
| 有価証券 | 9,999 | 未払法人税等 | 13,086 |
| 仕掛道路資産 | 339,039 | 預り連絡料金 | 21,530 |
| 原材料 | 568 | 預り金 | 255 |
| 貯蔵品 | 1,016 | 受託業務前受金 | 9,293 |
| 受託業務前払金 | 5,942 | 前受金 | 31,667 |
| 前払金 | 71 | 前受収益 | 622 |
| 前払費用 | 76 | 賞与引当金 | 1,575 |
| 繰延税金資産 | 1,305 | 引継道路施設撤去引当金 | 55 |
| その他の流動資産 | 8,407 | ハウェィカード偽造損失補てん引当金 | 670 |
| 貸倒引当金 | △ 101 | 回数券払戻引当金 | 36 |
| II 固定資産 | 207,351 | その他の流動負債 | 60 |
| A 高速道路事業固定資産 | 62,340 | II 固定負債 | 464,668 |
| 有形固定資産 | 60,167 | 道路建設関係社債 | 100,000 |
| 建物 | 1,311 | 道路建設関係長期借入金 | 271,500 |
| 構築物 | 14,372 | その他の長期借入金 | 33,323 |
| 機械装置 | 34,902 | 受入保証金 | 5,142 |
| 車両運搬具 | 4,494 | 退職給付引当金 | 46,215 |
| 工具器具備品 | 4,665 | 役員退職慰労引当金 | 7 |
| 土地 | 211 | ETCマイルージサービス引当金 | 5,988 |
| 建設仮勘定 | 209 | その他の固定負債 | 2,490 |
| 無形固定資産 | 2,173 | | |
| B 関連事業固定資産 | 111,293 | | |
| 有形固定資産 | 111,293 | | |
| 建物 | 1,510 | | |
| 構築物 | 3,981 | | |
| 機械装置 | 111 | | |
| 土地 | 104,240 | | |
| 建設仮勘定 | 1,448 | | |
| C 各事業共用固定資産 | 27,085 | | |
| 有形固定資産 | 24,746 | | |
| 建物 | 12,640 | | |
| 構築物 | 1,486 | | |
| 機械装置 | 308 | | |
| 車両運搬具 | 189 | | |
| 工具器具備品 | 381 | | |
| 土地 | 9,735 | | |
| 建設仮勘定 | 3 | | |
| 無形固定資産 | 2,339 | | |
| D その他の固定資産 | 1,499 | | |
| 有形固定資産 | 1,499 | | |
| 土地 | 1,499 | | |
| E 投資その他の資産 | 5,133 | | |
| 子会社株式 | 90 | | |
| 投資有価証券 | 283 | | |
| 長期貸付金 | 111 | | |
| 長期前払費用 | 3,852 | | |
| その他の投資等 | 1,337 | | |
| 貸倒引当金 | △ 541 | | |
| III 繰延資産 | 358 | | |
| 道路建設関係社債発行費 | 210 | | |
| 道路建設関係社債発行差金 | 148 | | |
| 資 産 合 計 | 814,169 | 負 債 合 計 | 671,601 |
| | | 資 本 の 部 | |
| | | I 資本金 | 65,000 |
| | | II 資本剰余金 | 65,000 |
| | | 資本準備金 | 65,000 |
| | | III 利益剰余金 | 12,567 |
| | | 当期末処分利益 | 12,567 |
| | | 資 本 合 計 | 142,567 |
| | | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 814,169 |

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(2005年10月1日～2006年3月31日)

中日本高速道路株式会社
(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|---------|---------|
| 経 常 損 益 の 部 | | |
| 営 業 損 益 の 部 | | |
| I. 高速道路事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 料金収入 | 298,086 | |
| 道路資産完成高 | 31,957 | |
| その他の売上高 | 309 | 330,354 |
| 2. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 206,851 | |
| 道路資産完成原価 | 31,957 | |
| 管理費用 | 71,546 | |
| 道路管理費用 | 55,892 | |
| ETCマイレージ費用等 | 15,653 | 310,354 |
| 高速道路事業営業利益 | | 19,999 |
| II. 関連事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 受託業務収入 | 26,305 | |
| 道路休憩所事業収入 | 2,892 | |
| トラックターミナル事業収入 | 59 | 29,257 |
| 2. 営業費用 | | |
| 直轄高速国道事業費 | 24 | |
| 受託業務事業費 | 25,793 | |
| 道路休憩所事業費 | 641 | |
| トラックターミナル事業費 | 0 | 26,460 |
| 関連事業営業利益 | | 2,796 |
| 全事業営業利益 | | 22,796 |
| 営 業 外 損 益 の 部 | | |
| 1. 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 19 |
| 有価証券利息 | | 2 |
| 物品売却益 | | 27 |
| 土地物件貸付料 | | 298 |
| 雑収入 | | 999 |
| 2. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 321 |
| 雑損失 | | 230 |
| 経常利益 | | 23,591 |
| 特 別 損 益 の 部 | | |
| 1. 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | | 273 |
| 2. 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | | 111 |
| 税引前当期純利益 | | 23,702 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,440 | |
| 法人税等調整額 | △ 640 | 11,799 |
| 当期純利益 | | 11,903 |
| 民営化に伴う税効果調整額 | | 664 |
| 当期末処分利益 | | 12,567 |

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

主として最終仕入原価法による原価法によっております。

原材料・貯蔵品

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 7～50年

機械装置 5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。

(2) 社債発行差金

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 引継道路施設撤去引当金

一般有料道路の国等への引継ぎに伴う将来の施設撤去等の支払に備えるため、当期末における所要額を見積り計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。

(4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。

(5) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。

(8) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

6. 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事(工期 2 年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
8. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の処理方法
- 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

貸借対照表注記

1. 支配株主に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 480 百万円 |
| 短期金銭債務 | 7,105 百万円 |

2. 仕掛道路資産の取得原価に含まれる借入資金の利息

| | |
|-----|-----------|
| 算入額 | 2,181 百万円 |
|-----|-----------|

3. 有形固定資産の減価償却累計額

| | |
|------------------|----------------|
| 高速道路事業固定資産 | 3,350 百万円 |
| 関連事業固定資産 | 231 百万円 |
| <u>各事業共用固定資産</u> | <u>618 百万円</u> |
| 合計 | 4,200 百万円 |

4. 一般担保

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

5. 保証債務

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）、東日本高速道路株式会社（以下「東日本高速」）及び西日本高速道路株式会社（以下「西日本高速」）が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（機構が承継した借入金及び国が保有しております債券を除く）については、機構、東日本高速及び西日本高速と連帯して債務を負っております。

| | |
|-------|----------------|
| 連帯債務額 | 11,878,788 百万円 |
|-------|----------------|

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、機構、東日本高速及び西日本高速と連帯して債務を負っております。

| | |
|-------|------------|
| 連帯債務額 | 34,850 百万円 |
|-------|------------|

なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が同額減少しております。

6. 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書注記

1. 工事進行基準による完成工事高

受託業務収入のうち、工事進行基準による完成工事高は、20,907百万円です。

2. 支配株主との取引高

| | | |
|------|------|-----------|
| 営業取引 | 営業収益 | 25,103百万円 |
| | 営業費用 | 205百万円 |

3. 1 株当たりの当期純利益 91円 57銭

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです

| | |
|--------------|-----------|
| 当期純利益 | 11,903百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 11,903百万円 |

| | |
|--------------|--------------|
| 普通株式の期中平均株式数 | 130,000,000株 |
|--------------|--------------|

4. 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

利益処分案

(単位：円)

I. 当期末処分利益 12,567,792,929

これを次のとおり処分いたします。

II. 利益処分量

任意積立金

高速道路事業積立金 11,084,890,073

別途積立金 1,482,902,856 12,567,792,929

III. 次期繰越利益 0

(注) 1 高速道路事業積立金は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備える積立金です。

2 高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月29日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 秦 博文 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2005年10月1日から2006年3月31日までの第1期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役から報告を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引等はありません。

2006年5月29日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋達治 ㊟

監査役 川口文夫 ㊟

監査役 石塚博司 ㊟

(注) 監査役川口文夫及び監査役石塚博司は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1, 299, 999個

(当社における議決権の数は、100株(1単元)につき1個であります。)

2. 議案及び参考書類

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類の21頁に記載のとおりとしたいと存じます。

当社としましては、高速道路事業に係る利益に関しては、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるために積立てる(高速道路事業積立金)とともに、関連事業に係る利益に関しては、経営基盤の確立に向けた資本充実のために積立てる(別途積立金)ことが必要であると認識しております。

したがって、当期の利益配当金につきましては、無配当とさせていただきたく、株主の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行され、現行の商法第二編が削除され、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が廃止されました。これに伴い、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除修正など、所要の変更を行うものであります。変更点の概要は以下のとおりです。

- (1) 会社法において株主総会の開催地についての制約がなくなったことに伴い、株主総会の運営をより円滑に行うため、株主総会の開催地に関する規定を削除するものです。
- (2) 会社法において取締役の解任要件が特別決議から普通決議に改められたことに伴い、解任要件を従来どおり特別決議の要件に加重する規定を新たに制定するものです。
- (3) 会社法第370条の規定により、定款の定めにより取締役全員の書面又は電磁的記録による同意により取締役会の決議があったものとみなすことが可能となったため、効率的な意思決定が可能となるよう、取締役会決議の書面又は電磁的記録による決議に関する規定を新たに制定するものです。
- (4) 会社法427条第1項の規定による、社外監査役との間における責任限定契約の締結に関する規定を新たに制定するものです。
- (5) その他、新会社法の引用条文の変更及び用語の変更など、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は下表のとおりとなります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|----------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| (商号) | (商号) |
| 第1条 本社は、高速道路株式会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法により設立し、中日本高速道路株式会社と称する。 | 第1条 (同左) |
| 2 前項の商号は、英文では Central Nippon Expressway Company Limited とする。 | 2 (同左) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 本社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。 | 第2条 (同左) |

| | |
|---|--|
| (略) | |
| 2 本会社は、前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。 (略) | 2 (同左) |
| (本店の所在地) | (本店の所在地) |
| 第3条 本会社は、本店を愛知県名古屋市の置く。 | 第3条 (同左) |
| | <u>(機関)</u> |
| | 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> |
| <u>(公告の方法)</u> | <u>(公告方法)</u> |
| 第4条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。 | 第5条 (同左) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| <u>(会社が発行する株式の総数)</u> | <u>(発行可能株式総数)</u> |
| 第5条 本会社が発行する株式の総数は、520百万株とする。 | 第6条 本会社の発行可能株式総数は、520百万株とする。 |
| <u>(1単元の株式数)</u> | <u>(単元株式数)</u> |
| 第6条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。 | 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。 |
| (基準日) | (基準日) |
| 第7条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 | 第8条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 |
| 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 | 2 (同左) |
| <u>(名義書換代理人)</u> | <u>(株主名簿管理人)</u> |
| 第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置き、名義書換等の事務を担当させることができる。 | 第9条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置き、株主名簿の作成及び備置きその他の株主名 |

| | |
|--|--|
| | <u>簿に関する事務を行うことを委託することができる。</u> |
| 2 <u>名義書換代理人</u> 、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。 | 2 <u>株主名簿管理人</u> 、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。 |
| (株式取扱規程) | (株式取扱規程) |
| 第9条 本会社の発行する株券の種類並びに <u>株式の名義書換</u> 、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | 第10条 本会社が発行する株券の種類並びに <u>株主名簿の作成及び備置き</u> 、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| (株主総会の招集) | (株主総会の招集) |
| 第10条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。 | 第11条 (同左) |
| <u>(株主総会の開催地)</u> | <u>(削除)</u> |
| 第11条 株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区のいずれかにおいて開催する。 | <u>(削除)</u> |
| (株主総会の議長) | (株主総会の議長) |
| 第12条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。 | 第12条 (同左) |
| (決議方法) | (決議方法) |
| 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席株主</u> の議決権の過半数をもって行う。 | 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席した議決権を行使することができる株主</u> の議決権の過半数をもって行う。 |
| 2 <u>商法第343条</u> に規定する特別決議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 | 2 <u>会社法第309条第2項</u> に規定する特別決議は、 <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 |
| (議決権の代理行使) | (議決権の代理行使) |
| 第14条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主以外の者に議決権の行使を委任 | 第14条 (同左) |

| | |
|---|---|
| してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。 | |
| 2 前項の場合においては、総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。 | 2 (同左) |
| (株主総会の議事録) | (株主総会の議事録) |
| 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 | 第15条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第16条 本会社に10名以内の取締役を置く。 | 第16条 本会社の取締役は、10名以内とする。 |
| (取締役の選任決議) | (取締役の選任及び解任決議) |
| 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 | 第17条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。 |
| 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| 3 前項の選任決議は、累積投票によらない。 | 3 (同左) |
| | 4 取締役の解任決議は、第13条第2項に定めるところによる。 |
| (取締役の任期) | (取締役の任期) |
| 第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 | 第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| 2 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。 | 2 (同左) |
| (代表取締役及び役付取締役) | (代表取締役及び役付取締役) |
| 第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 | 第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。 |
| 2 取締役会の決議により、取締役の中から会長及 | 2 (同左) |

| | |
|--|---|
| び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 | |
| (取締役会の招集権者及び議長) | (取締役会の招集権者及び議長) |
| 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。 | 第20条 (同左) |
| (取締役会の招集通知) | (取締役会の招集通知) |
| 第21条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | 第21条 (同左) |
| 2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。 | 2 (同左) |
| (取締役会の決議方法) | (取締役会の決議方法) |
| 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 | 第22条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる</u> 取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 |
| | <u>2 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> |
| (取締役会の議事録) | (取締役会の議事録) |
| 第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> | 第23条 <u>取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> |
| (取締役会規程) | (取締役会規程) |
| 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 | 第24条 (同左) |
| (取締役の責任免除) | (取締役の責任免除) |
| 第25条 本社は、 <u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u> の責任を法令の限度において免除するこ | 第25条 本社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u> の <u>損害賠償責任</u> を法令の限度に |

| | |
|--|--|
| とができる。 | において免除することができる。 |
| 2 本会社は、 <u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。</u> | 2 本会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u> |
| (相談役及び顧問) | (相談役及び顧問) |
| 第26条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。 | 第26条 (同左) |
| 第5章 監査役及び監査役会 | 第5章 監査役及び監査役会 |
| (監査役の員数) | (監査役の員数) |
| 第27条 本会社に4名以内の監査役を置く。 | 第27条 本会社の監査役は、4名以内とする。 |
| (監査役の選任決議) | (監査役の選任決議) |
| 第28条 第17条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。 | 第28条 (同左) |
| (監査役の任期) | (監査役の任期) |
| 第29条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 | 第29条 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 | 2 (同左) |
| (<u>常勤監査役</u>) | (<u>常勤の監査役</u>) |
| 第30条 <u>監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。</u> | 第30条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u> |
| (監査役会の招集通知) | (監査役会の招集通知) |
| 第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | 第31条 (同左) |
| 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。 | 2 (同左) |
| (監査役会の決議方法) | (監査役会の決議方法) |
| 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 | 第32条 (同左) |

| | |
|---|--|
| (監査役会の議事録) | (監査役会の議事録) |
| 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 | 第33条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。(同左) |
| (監査役会規程) | (監査役会規程) |
| 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | 第34条 (同左) |
| (監査役の責任免除) | (監査役の責任免除) |
| 第35条 本会社は、 <u>商法第280条第1項</u> の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 | 第35条 本会社は、 <u>会社法第426条第1項</u> の規定により、取締役会の決議によって、 <u>同法第423条第1項</u> に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 |
| | <u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u> |
| | 第6章 会計監査人 |
| | (<u>会計監査人の選任決議</u>) |
| | 第36条 <u>第17条第1項の規定は、会計監査人に準用する。</u> |
| | (<u>会計監査人の任期</u>) |
| | 第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> |
| | <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> |
| 第6章 計算 | 第7章 計算 |
| (<u>営業年度</u>) | (<u>事業年度</u>) |
| 第36条 本会社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 | 第38条 本会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 |

| <u>(利益配当金)</u> | <u>(剰余金の配当)</u> |
|---|---|
| 第37条 <u>利益配当金</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は <u>登録質権者</u> に支払う。 | 第39条 <u>剰余金の配当</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は <u>登録株式質権者</u> に対して行う。 |
| 2 前項の <u>配当金</u> については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。 | 2 前項の <u>配当</u> については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。 |
| 3 第1項の <u>配当金</u> には、前項の期間内であっても、利息を付さない。 | 3 第1項の <u>配当</u> には、前項の期間内であっても、利息を付さない。 |
| <u>(中間配当金)</u> | <u>(中間配当)</u> |
| 第38条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は <u>登録質権者</u> に <u>中間配当金</u> を支払うことができる。 | 第40条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は <u>登録株式質権者</u> に <u>中間配当</u> を支払うことができる。 |
| 2 前条第2項及び第3項の規定は、 <u>中間配当金</u> に準用する。 | 2 前条第2項及び第3項の規定は、 <u>中間配当</u> に準用する。 |
| 附 則 | 附 則 |
| (設立に際して発行する株式) 第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、130百万株とし、1株の発行価額は、1,000円、1株の発行価額中資本に組み入れない額は、500円とする。 | (同左) |
| (設立の際の出資) 第2条 本会社の設立に際し、日本道路公団は、日本道路公団等民営化関係法施行法第7条の規定により、同法第15条第1項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとし、その価格は1,300億円とし、これに対し、130百万株を割り当てる。 | (同左) |
| (最初の取締役及び監査役の任期) 第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 | (同左) |
| (最初の営業年度) 第4条 本会社の最初の営業年度は、第36条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から平成18 | (同左) |

| | |
|--|------|
| 年3月31日までとする。 | |
| (設立費用) 第5条 本会社の負担すべき設立費用は、1,000万円以内とする。 | (同左) |

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当 社株式の数 |
|-----------|------------------------------------|--|----------------|
| 1 | やのひろのり 矢野弘典 (昭和16年1月1日生) | 昭和38年4月 株式会社東芝 入社 平成9年6月 同 欧州総代表 平成10年1月 東芝ヨーロッパ社社長 (兼務) 平成11年1月 日本経営者団体連盟(現 社団 法人日本経済団体連合会) 入職、理事 平成12年5月 同 常務理事 平成14年5月 同 専務理事 平成18年5月 同 専務理事 退任 現在に至る | 0株 |
| 2 | たかはしふみお 高橋文雄 (昭和23年2月3日生) | 昭和47年4月 日本道路公団 採用 平成12年8月 同 東京第二管理局長 平成14年2月 同 東京管理局東局長 平成14年4月 同 東京建設局長 平成15年5月 同 総合情報推進役 平成17年7月 同 中日本会社移行本部長 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 現在に至る | 0株 |
| 3 | やまもとまさあき 山本正明 (昭和18年11月24日生) | 昭和42年4月 宇部興産株式会社 入社 昭和47年2月 オリエン特・リース株式会社 (現オリックス株式会社) 入社 平成8年2月 同 経理部長 平成13年6月 同 常勤監査役 平成15年6月 同 取締役 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 専務取締役 現在に至る | 0株 |

| | | | |
|---|--------------------------------------|---|----|
| 4 | べっふ しょうのすけ 別府 正之助 (昭和15年1月2日生) | 昭和33年 4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成12年 6月 同 常勤監査役 (平成13年、14年 監査役会議長) 平成16年 2月 日本道路公団参与 平成17年 10月 中日本高速道路株式会社 常務取締役 現在に至る | 0株 |
| 5 | はらだ ゆたか 原田 裕 (昭和26年3月7日生) | 昭和48年 4月 大蔵省 採用 平成12年 7月 財務省理財局国有財産審査課長 平成13年 1月 同 理財局国有財産審理課長 平成13年 10月 同 造幣局総務部長 平成16年 5月 同 北海道財務局長 平成17年 10月 中日本高速道路株式会社 常務取締役 現在に至る (他の会社の代表状況) 中日本エクス株式会社 代表取締役社長 | 0株 |

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当 社株式の数 |
|-----------|------------------------------------|--|----------------|
| 1 | たかはし たつじ 高橋 達治 (昭和21年7月30日生) | 昭和45年4月 日本道路公団 採用 平成13年4月 同 北海道支社長 平成14年11月 同 本社調査役(本社付) 平成15年5月 同 参与 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 監査役 現在に至る | 0株 |
| 2 | にしやま たかし 西山 魏 (昭和17年11月18日生) | 昭和40年4月 トヨタ自動車工業 (現トヨタ自動車)株式会社 入社 平成2年2月 同 欧州事業部主査 平成3年8月 同 欧州事業部長 平成4年1月 同 欧州・アフリカ事業部長 平成6年1月 米国トヨタ自動車販売株式会 社 上級副社長兼財務役 平成10年6月 株式会社東海理化電機製作所 常務取締役 平成13年6月 同 代表取締役専務取締役 現在に至る (他の会社の代表状況) 株式会社東海理化電機製作所 代表取締役専務 取締役 | 0株 |
| 3 | かわぐち ふみお 川口 文夫 (昭和15年9月8日生) | 昭和39年4月 中部電力株式会社 入社 平成5年7月 同 支配人資材部長 平成9年6月 同 取締役資材部長 平成11年6月 同 取締役名古屋支店長 平成11年12月 同 常務取締役名古屋支店長 平成13年6月 同 代表取締役社長 | 0株 |

| | | | |
|---|------------------------------------|---|-----|
| | | 平成 17 年 10 月 中日本高速道路株式会社 監査役 現在に至る (他の会社の代表状況) 中部電力株式会社 代表取締役社長 | |
| 4 | いしづか ひろし 石塚 博司 (昭和9年11月16日生) | 昭和 37 年 4 月 早稲田大学商学部助手 昭和 40 年 4 月 同 専任講師 昭和 42 年 4 月 同 助教授 昭和 47 年 4 月 同 教授 昭和 63 年 9 月 同 産業経営研究所長 平成 4 年 9 月 同 商学部長 平成 6 年 11 月 同 常任理事 (副総長) 平成 15 年 4 月 同 会計研究所長 平成 16 年 6 月 日本道路公団 監事 平成 17 年 10 月 中日本高速道路株式会社 監査役 現在に至る | 0 株 |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西山巍、川口文夫、石塚博司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者です。

第5号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます近藤剛氏に対し、在任中の功労に報いるため、慰労金として金1,441,360円を贈呈することといたしたく存じます。

なお、退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-----|-------------------------------|
| 近藤剛 | 平成17年10月1日 当社代表取締役会長 現在に至る |